

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年12月7日 05時15分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港 <sup>のこの</sup> 能古島東方沖 能古島灯台から真方位118° 1.3海里付近 (概位 北緯33° 37.6′ 東経130° 19.7′)
事故の概要	漁船 <sup>めぐみ</sup> 恵丸は、漂流中、また、漁船 <sup>りょうふく</sup> 漁福丸は、西北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月9日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 恵丸、4.9トン FO3-31294（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 漁福丸、4.5トン FO3-30776（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長A）
損傷	A 正船尾中央上部外板に破損 B 船首上部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、水揚げ後、船長Aが、航行しながら投網して網の汚れを洗った後、機関を中立運転として漁船等の往来が考えられる能古島東方沖で漂流し、法定灯火の他に作業灯を点灯して左舷船首側の舷縁から網を揚げる作業を始めた。 船長Aは、網を揚げていたとき、東南東方から接近するB船に気づき、機関を前進に掛けたものの、船尾中央上部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、網を揚げ始める前に周囲に接近する他船の灯りを認めなかったため、網を揚げる約15分間に近づいて来る船はいないと思い、網を揚げることに集中し、B船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、水揚げ後、法定灯火を表示して西北西進中、船長Bが、作動していたレーダーの映像を見ることなく、目視で前路を確認して航行の支障となる他船はいないと思い、自動操舵に切り替えて操舵室の船首側に座って網の損傷状況を点検していたところ、A船と衝突した。

	<p>船長Bは、網の点検を始める前、前路に明るい灯火を点灯した大型の停泊船を認め、同船を右舷船首方に見るように転針したとき、他に船の灯りを認めなかったので自動操舵としたが、大型の停泊船に気を取られてA船に気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、法定灯火の他に作業灯を点灯して漂流中、船長Aが、網を揚げる間に近づいて来る船はいないと思い、左舷船首側の舷縁から網を揚げることに集中していてB船が接近していることに気付くのが遅れたことから、機関を前進に掛けたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で西北西進中、船長Bが、目視により前路に航行の支障となる他船はいないと思い、操舵室の船首側に座って網の損傷状況の点検を続けたことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が漂流中、B船が自動操舵で西北西進中、船長Aが、網を揚げる間に近づいて来る船はいないと思い、左舷船首側の舷縁から網を揚げることに集中していてB船が接近していることに気付くのが遅れ、また、船長Bが、目視により前路に航行の支障となる他船はいないと思い、操舵室の船首側に座って網の損傷状況の点検を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、漂流して網を揚げる際は、網を揚げることに集中することなく、常時、周囲の適切な見張りを行い、接近する他船があれば注意喚起を行い、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。</li> <li>・ 船長は、漂流して網を揚げるときは、島寄りに漂流するなど、他船の航行が多いと考えられる場所を外して行うことが望ましい。</li> <li>・ 船長は、航行中、他船との接近状況が分かるよう、網の損傷状況の点検などを行わずに操船に集中すること。</li> </ul>